

防府市地域公共交通活性化協議会協議運賃分科会設置要領

令和 6 年 2 月 1 3 日制定

(目的)

第 1 条 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 9 条第 4 項に規定される運賃等（以下、「協議運賃」という。）について協議するため、防府市地域公共交通活性化協議会設置要綱第 8 条の規定に基づき、防府市地域公共交通活性化協議会協議運賃分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 分科会は、次の事項を協議する。

- (1) 協議運賃に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

第 3 条 分科会は次の各号に掲げる団体等に所属する者により構成する。

- (1) 防府市
- (2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 中国運輸局山口運輸支局
- (4) 住民又は公共交通機関の利用者の代表

2 委員は、やむを得ない理由により分科会に出席できないときは、あらかじめ代理出席届（第 1 号様式）を提出し、委員長承認を得て代理人を出席させることができる。ただし、代理人は当該団体の構成員に限る。

(委員長)

第 4 条 委員長は、前条第 1 項第 1 号に規定する者が務める。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、第 3 条第 2 号に掲げる者にあつては当該協議運賃に係る協議が終了するまでとし、その他の者にあつては、防府市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員の任期と同様とする。

(会議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

5 協議事項の内容により、会議の開催に代え文書による協議を行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 分科会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(協議結果の報告)

第8条 委員長は、分科会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

(事務局)

第9条 分科会の事務局は、防府市総合政策部政策推進課に置く。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、分科会の事務の運営上必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年2月13日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

防府市地域公共交通活性化協議会協議運賃分科会
委員長 様

団体名
委員氏名

代理出席届

年 月 日開催の防府市地域公共交通活性化協議会協議運賃分科会
について、下記の者を代理出席者として届け出ます。

記

<代理出席者>

団体名

氏 名